

## 賃貸借契約書（案）

- 1 契約事項 原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）装置の賃貸借  
（長期継続契約）
- 2 賃貸借物品及び数量 別紙仕様書による
- 3 物品設置場所 別紙仕様書のとおり  
設置場所を変更しようとするときは、書面により北海道の承諾を得なければならない
- 4 賃貸借期間 令和元年（2019年）10月1日から令和7年（2025年）9月30日まで
- 5 納入期限 令和元年（2019年）9月30日
- 6 賃貸借料 月額金 円  
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）
- 7 契約保証金 免 除

上記原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）装置の賃貸借について、北海道（以下「賃借人」という）と賃貸人とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年（ 年） 月 日

賃借人 北海道  
北海道知事 鈴木直道 印

賃貸人 住 所  
氏 名 印

(総則)

第1条 賃借人及び賃貸人は、この契約書に基づき、仕様書等に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 賃貸人は、頭書の賃貸借物品を納入期限までに物品設置場所に完全に使用できる状態にして賃借人に引き渡し、常に正常な状態で使用できるように装置等の適切な操作方法の指導を行うものとする。

3 この契約書に定める請求、申出、報告、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる計量単位は、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、賃借人の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、賃借人の承認を得た場合は、この限りでない。

(賃貸借物品の検査及び引渡し等)

第3条 賃貸人は、納入期限までに、物品設置場所において賃貸借物品を完全に使用できる状態にして、賃借人に引き渡さなければならない。

2 賃貸人は、賃貸借物品を引き渡そうとするときは、その旨を賃借人に通知するとともに、賃貸借物品に係る引渡書を提出しなければならない。

3 賃借人は、前項の通知を受けたときは、納入期限までに、賃貸借物品が別記の仕様書に適合するかどうかの検査を行い、検査に合格した場合には、その引渡しを受けるものとする。

4 賃貸借物品の納入、検査及び引渡しに要する一切の費用は、賃貸人の負担とする。

5 賃貸人は、賃貸借物品を納入期限までに納入することができないとき又は賃貸借物品の納入のないまま納入期限が経過し履行遅滞となったときは、賃借人に対し、その理由及び納入の可能な日を書面により申し出なければならない。

6 賃借人は、賃貸借物品の納入のないまま納入期限が経過し履行遅滞となったときは、賃貸人に対し、相当の期限を定めて賃貸借物品の納入の履行を催告するものとする。

7 賃借人及び賃貸人は、納入期限後に、賃貸借物品の納入及び引渡しがあったときは、第1項から第4項までの規定を準用する。この場合において、賃貸借期間は、賃貸借物品の引渡しの日の翌日から開始する。

(装置等の点検等)

第4条 賃貸人は、令和元年（2019年）10月1日から令和7年（2025年）9月30日まで、賃貸借物品等を常に正常な状態で使用できるよう担当者を派遣して、別紙のとおり点検等を行わなければならない。

2 賃貸人は、令和元年（2019年）10月1日から令和7年（2025年）9月30日まで、賃

借人が賃貸借物品等の点検等を賃貸人に要求した場合は、直ちに点検等を行わなければならない。

- 3 賃貸人の点検等は、賃借人の執務時間内に行うものとする。ただし、賃借人の都合により急を要する場合で、賃貸人の点検等が可能なときは、この限りではない。

(賃貸借料)

第5条 賃貸人は、賃貸借料の支払を当該月の翌月15日までに、賃借人に対し請求するものとする。

- 2 賃借人は、賃貸借料を、賃貸人から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という）以内に北海道会計管理者勤務の場所において支払うものとする。ただし、契約の開始又は終了の月の日数が1月の日数に満たない場合の装置賃貸借料は、当該月の日数に応じて日割計算をして得た賃貸借料（当該賃貸借料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた賃貸借料）を支払う。

(履行遅滞)

第6条 賃借人は、その責めに帰すべき理由により支払期限までに賃貸借料を支払わないときは、当該未払額につき、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を賃貸人に支払うものとする。この場合において、賃借人が賃貸人に対し口頭又は文書で賃貸借料を支払う旨の通知をした日の翌日以後の期間は、約定期間に算入しないものとする。

- 2 賃貸人は、賃貸借物品の納入及び引渡しが行われなかった理由がその責めに帰すべきものであると賃借人が認めるときは、当該履行遅滞に係る物品の賃貸借期間における賃貸借料の総額につき、納入期限の翌日から引渡しの日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算して得た額の違約金を賃借人に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金の支払を要しないものとする。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力など賃借人及び賃貸人の双方の責めに帰することのできない理由により、この賃貸借物品が滅失又は毀損等をし、この契約の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、賃貸人は、当該部分についてこの契約の履行の義務を免れるものとし、賃借人は、当該部分に相当する賃貸借料の支払の義務を免れるものとする

(損害の負担)

第8条 賃貸借物品の経年劣化及び通常の使用による損耗を除き、賃借人の責めに帰すべき理由により賃貸借物品に故障、破損、不具合等の損害が生じたときは、賃借人が、点検、修理等を行い、その損害及び費用を負担しなければならない。

- 2 賃貸人の責めに帰すべき理由により賃貸借物品故障、破損、の不具合等の損害並びに天災その他不可抗力など賃借人及び賃貸人の双方の責めに帰することのできない理由により賃貸借物品の損害（経年劣化及び通常の使用による損耗を含む。）が生じたときは、賃貸人が点検、修理等を行い、その損害及び費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 この契約により知り得た賃借人の保有する個人情報その他業務上の秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第10条 賃借人は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、賃貸人は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(賃借人の契約の解除)

第11条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により納入期限までに賃貸借物品の納入及び引渡しを完了しない場合又は期限後相当の期間内に完了する見込みがないと賃借人が認める場合
- (2) 前号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められる場合
- (3) 第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出た場合
- (4) 次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者を、賃貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は間接的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 賃貸人がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により賃借人がこの契約を解除した場合において、賃貸人は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

第12条 賃借人は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

この場合において、賃貸人は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 賃貸人が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第15条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第15条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 賃貸人が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第15条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 賃貸人が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る

処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

- (4) 貸貸人以外のもの又は貸貸人が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において貸貸人に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が貸貸人に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における貸貸人に対する命令とし、これらの命令が貸貸人以外のもの又は貸貸人が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、貸貸人に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸貸人に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 貸貸人（貸貸人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、貸貸人は、貸貸借期間に係る貸貸借料の総額の10分の1に相当する額を賠償金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第11条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 貸貸人がその債務の履行を拒否し、又は、貸貸人の責めに帰すべき事由によって貸貸人の債務について履行不能となった場合
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 貸貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 貸貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 貸貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（第14条第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当初契約保証金又は担保をもって第1項の賠償金に充当することができる。

この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が貸借期間に係る貸借料の総額の10分の1に相当する額に不足するときは、貸借人は、当該不足額を借人の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が貸借期間に係る貸借料の総額の10分の1に相当する額を超過するときは、借人は、当該超過額を返還しなければならない。

第13条 借人は、第10条、第11条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、解除しようとする日の1月前までに書面により通知の上、この契約を解除することができる。

2 借人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより貸借人に損害を及ぼしたときは、借人にその損害を賠償しなければならない。この場合において、借人が賠償すべき損害額は、借人貸借人協議して定めるものとする。

(貸借人の契約の解除)

第14条 貸借人は、借人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 貸借人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を借人に請求することができる。

(不正行為に伴う賠償金)

第15条 貸借人は、この契約に関して、第12条各号のいずれかに該当するときは、借人が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として貸借期間に係る貸借料の総額の10分の2に相当する額を借人の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他借人が特に認めるときは、この限りでない。

2 借人は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、貸借人に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(貸借物品の返還及び引取り)

第16条 借人は、契約期間の終了又は契約の解除によって、貸借物品を貸借人に返還し、貸借人は、速やかに当該貸借物品を引き取るものとする。

2 貸借物品の引取りに要する一切の費用は、貸借人の負担とする。

(相 殺)

第17条 借人は、貸借人に対して違約金その他の金銭債権があるときは、貸借人が借人に対して有する契約保証金返還請求権、貸借料請求権その他の債権と相殺することができる。

(費用の負担)

第18条 この契約の締結に要する費用は、貸借人の負担とする。

(契約に定めのない事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、借人貸借人協議して定めるものとする。